

③造林方法：人工造林 の場合

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から30日以内になっているか

令和5年5月31日

〇〇市長 殿

住 所 〇〇市〇〇町1-2-4
報告者 氏名 森林 次郎

令和4年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番が記載されているか

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植栽	令和5年4月1日 ～ 令和5年5月18日	スギ	1.00ha	2,500本	(有)〇〇林業	幼齢木保護具の設置
			ヒノキ	1.00ha	2,500本		
天然更新	—	—	—	—	—	—	—

届出書に記載した期間に収まっているか

3 備考

令和5年3月1日に森林太郎から相続（共有者：森林三郎ほか2名）

相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合は、当該相続等に係る情報を記載しているか

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

③造林方法：天然更新 の場合

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

造林の期間の末日から30日以内になっているか

〇〇市長 殿

住所 〇〇市〇〇町1-2-3
報告者 氏名 森林 太郎

令和5年10月1日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

複数地番にまたがる場合は、該当する全ての地番が記載されているか

〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番1234-1番地、1234-2番地

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	—	—	—	—	—	—	—
天然更新	ぼう芽更新、天然下種更新	令和5年12月21日～令和10年6月18日	クヌギ	2.20ha	7,000本		防護柵の設置
			その他広葉樹	1.10ha	別添のとおり		

3 備考

複数の樹種を造林した場合は樹種ごとに記載されているか

・届出書に記載した期間に収まっているか
・伐採した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内となっているか

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合はぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
- 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

「鳥獣害防止森林区域」でない場合は特段の記載は不要

★天然更新完了基準（地域森林計画に掲載）

- ・有用天然木の樹高：0.3m以上（稚幼樹）
- ・有用天然木の出現本数
概ね3,000本/ha以上（3本/10㎡以上）

→天然更新が完了されていないと判断される場合は、天然更新補助作業を行う旨指導するとともに、「施業の勧告」を行う等により造林の適正化に努めてもらう。
（それでも造林が行われない場合は「遵守命令」